

「自転車安全利用の日」実施要領

1 目的

自転車による交通事故防止を図るためには、自転車は「車両」とであるという認識と、「自転車安全利用五則」等を活用した基本的なルールの周知による車両運転者としての規範意識の醸成を図ることが必要である。

このため、自転車の交通事故防止に取り組む日を設け、県、市町、警察、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、自転車の交通事故防止に取り組む。

2 実施日

毎月 1 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「自転車安全利用の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市区町	・ 広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動 ・ 自転車も車両であること及び自転車安全利用五則の周知 ・ 自転車の損害賠償保険等への加入の必要性の周知
警察	・ 自転車運転者に対する交通指導取締りの推進 ・ 新入学期等時期を捉えた交通安全教育等の推進 ・ 学校・地域等における主体的な交通安全教育への支援
県・市町教育委員会	・ ホームルーム活動等の場を活用した自転車安全利用五則の周知等の広報啓発活動 ・ 地域や学校の実態に応じた街頭指導や自転車安全点検の啓発等
道路管理者	・ 道路パトロールによる危険箇所の点検，交通安全施設等の点検整備 ・ 道路情報板等を活用した広報啓発活動
交通安全関係団体	・ 所属会員等への広報啓発活動 ・ 見守り活動や各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	・ 自転車も車両であること及び自転車安全利用五則の周知 ・ 車両としての交通ルールと交通マナーについての話し合い
事業者	・ 朝礼，広報誌等を活用した従業員等への広報啓発活動 ・ 自転車の安全利用についての指導
自転車利用者	・ 車両としての交通ルールと交通マナーの遵守 ・ 運転中の傘さしやイヤホン・スマートフォン等を使用しないことの徹底

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。